

# **犯罪被害者等の少年審判への関与に関する意見書**

2007年11月21日  
日本弁護士連合会

## **意見の趣旨**

- 1 犯罪被害者等による少年審判の傍聴については、少年審判規則29条に基づき、裁判所が認める範囲で審判への在席が認められる場合があり、それ以上の規定を設けるべきではない。
- 2 記録（法律記録）の閲覧・謄写については、2000（平成12）年「改正」法の運用状況などを踏まえつつ、相当な範囲において、閲覧・謄写を認める場合の要件を緩和することは、積極的な検討に値する。

## **意見の理由**

### **第1 はじめに**

2000（平成12）年に「改正」された少年法においては、施行後5年を経過した時点での見直しが定められており（法付則3条）、既にその時期を迎えている。

この間、2004（平成16）年12月に犯罪被害者等基本法が制定され、2005（平成17）年12月には犯罪被害者等基本計画が策定されたことを受け、本年12月にも法制審議会少年法部会が開催され、犯罪被害者等による少年審判の傍聴、および犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の要件緩和などを内容とする、少年法等の見直しが審議される見通しである。

2000年「改正」少年法の5年後見直しに関しては、当連合会は、2006（平成18）年3月に「『改正』少年法・5年後見直しに関する意見書」をとりまとめ、当連合会の見解を全面的に展開している。本意見書では、少年法「改正」をめぐる最近の情勢を踏まえたうえで、犯罪被害者等による少年審判の傍聴、および犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の要件緩和という二つの問題にしぼって、当連合会としての意見を述べることとする。

### **第2 少年法の目的と少年審判手続の特徴等**

犯罪被害者等（以下「被害者等」という。）の少年審判への関与を検討するにあたつ

ては、少年法の目的や少年審判手続の性格といった視点から慎重な検討を要する。

## 1 少年法の目的

刑事訴訟法は、事案の真相究明と適正な処罰の実現等を目的とするのに対し（刑事訴訟法1条）、少年法は、少年の健全育成を目的とし、保護・教育の優先をうたっている（少年法1条）。

これは、少年が成長発達の途上にあり、可塑性に富むことから、少年の非行に対しては、可能な限り教育による改善更生をはかることが再犯の防止にも有効であり、少年の成長を支援することができるとの考え方に基づくものである。

## 2 少年審判手続の特徴

このような目的を実現するため、少年審判では、非行事実自体はもちろん、非行に至った動機・背景、少年の家庭内の事情、少年の資質、生育歴、性格などを正確に把握してこれに対処することが必要とされる。このため、少年審判手続には、刑事訴訟手続とは異なる特徴がある。

### （1）職権主義的審問構造

刑事訴訟手続では、検察官と被告人が対立し、裁判所が第三者的立場から判断するという当事者主義的訴訟構造が採られ、予断排除の原則や伝聞証拠の排除法則などが採用されている。これに対し、少年審判手続では、少年の心身の状況に最も相応しい対応を可能とするため、要式性や対立構造を排し、原則として検察官の関与を認めない職権主義的な審問構造が採用されている。

### （2）非公開原則

刑事訴訟手続は、憲法に基づき公開が原則とされているが（憲法82条1項）、少年審判手続は非公開とされている（少年法22条2項）。これは、少年の成長支援、更生、再非行防止のため最も適切な処分を選択するには、犯行の動機、態様などの非行事実だけでなく、少年の資質や生育環境等についても十分な審理を行う必要があるところ、そのためには、少年が萎縮することなく審理に参加できる環境を確保し、少年や家族のプライバシーに関する事項を率直に述べてもらう必要性が高いこと、さらには、少年に対する社会的烙印を回避する必要があることなどに基づくものである。

### （3）科学主義

少年の非行には、生育歴や少年の資質、生活環境などが影響していることが少くない。このため、少年審判手続では、非行に至った動機・背景、少年の家庭内の事情、少年の資質、生育歴、性格などを正確に把握し、少年に対して最も適切な処分を選択するために、家庭裁判所調査官による調査の制度を設け、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識、特に、少年鑑別所による鑑別の結果を活用して調査を行うべきものとされている（少年法8条、9条）。これは、科学主義の理念の表れであり、刑事訴訟手続にはみられない制度である。

### （4）迅速な手続

成長発達の途上にある少年を適時かつ適切に処遇するために、観護措置期間は通常4週間以内とされるなど（少年法17条3項、4項）、短期間での審理が予定されている。この点も、事案の真相究明と適正な処罰の実現等を目的とし、審理期間

に時間的制限が設けられていない刑事訴訟手続とは大いに異なる点である。

### 第3 少年の犯罪による被害者等に関する制度

以上のとおり、少年審判手続は、刑事訴訟手続とは異なる制度的特徴を有する。その中においても、少年犯罪による被害者に関しては、いくつかの制度が設けられている。

#### 1 捜査段階（成人の犯罪と共通）

まず、検察庁による「被害者等通知制度」が設けられており、捜査結果などについて被害者等への通知がなされている。

また、検察庁全庁に「被害者支援員」が置かれるとともに「被害者ホットライン」が設けられ、被害者等に対し、事情聴取の過程等についても情報提供がなされるようになっている。

#### 2 審判段階

2000年の少年法「改正」により、被害者等に関する規定が新たに設けられた。

まず、審判係属中でも被害者等による記録の閲覧・謄写が認められるようになり（少年法5条の2）、家庭裁判所に送致された捜査記録から、事件の経緯・内容や、少年を含む関係者の供述内容などについても知ることができるようになった。

また、被害者等の意見を聴取する制度が設けられ（少年法9条の2）、希望する被害者等は裁判所に対して事件に関する意見を述べられるようになった。聴取は、審判期日または審判期日外に、裁判官または調査官によってなされるが、何時誰が聴取するかについては、基本的に被害者等の意向に基づいて決められている。

さらに、希望する被害者等に対しては、裁判所から、決定の主文および理由の要旨など、審判の結果が通知されるようになった（少年法31条の2）。

なお、近時多くの府において、家庭裁判所調査官による被害者に対する調査が積極的に行われており、上記の各規定が利用される契機ともなっている。

### 第4 被害者等による少年審判の傍聴について

以上を踏まえたうえで、被害者等による少年審判の傍聴について、検討する。

#### 1 犯罪被害者等基本計画について

犯罪被害者等基本計画は、「（改正法）施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結果に従った施策を実施する。」としている。

これは、犯罪被害者等基本計画検討会において、内閣府から「少年審判の傍聴その他の犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い...」との案が示されたのに対し、少年法が審判の非公開を原則としていることを踏まえた慎重な検討が必要であるとの意見が出され、「傍聴」を例示として入れるとしても誤解を招かないようにするという趣旨から、最終的には「少年審判の傍聴の可否を含め」との表現に落ち着いたものである。

このように、犯罪被害者等基本計画も、被害者等による少年審判の傍聴については、その「可否も含めて」、少年法との関係における慎重な検討を必要としている。

#### 2 積極意見の論拠とその検討

## ( 1 ) 積極意見の論拠

被害者等による少年審判の傍聴を認めるべきとする主張において、その論拠として挙げられているのは、以下のような点である。

### 被害者等の「知る権利」

… 被害者等には少年や審判について「知る権利」があり、被害者等は、審判で少年が何を主張するか、裁判所がどのように事実認定するのか等を確認したいという思いが強い。

### 刑事訴訟との対比

… 加害者が成人である場合には、刑事裁判を傍聴できるのに、少年審判においてはこれが認められていない。被害者にとって加害者が成人か少年かは基本的に関係なく、成人の場合と同様に傍聴が認められるべきである。

### 事実認定の「適正化」

… 現在の審判出席者は少年の協力者のみであり、反論する者のいない審判廷では少年の虚偽がそのまま認められる可能性があり、事実認定に不十分な面がある。

## ( 2 ) 検討

まず、被害者等が、犯罪行為の内容や加害者の生育歴等について「知りたい」と考えることは、当然のことであろう。ただ、この点に関しては、上記のとおり、2000年の法「改正」によって、審判開始決定後の記録の閲覧・謄写、意見の聴取、審判結果の通知等の各規定が設けられている。これらの規定を活用すれば、被害者等は、少年や関係者が事件についてどのような供述をしているのか、裁判所がいかなる証拠に基づき、どのような事実認定をしたのか、といった点についても、相当程度の情報を得ることが可能である。場合によっては、少年や保護者を前にして意見を述べることもできる。

これらの規定が十分に活用されたうえで、さらにお審判の傍聴が必要とされているのか、必要とされる理由はどういった点にあるのか、等について十分に検証すべきである。そのためにも、まずは、これら被害者等に関する制度の存在を、被害者等に対してさらに周知させることが必要である。

次に、刑事訴訟との対比であるが、既に述べたとおり、少年法は刑事訴訟法とは異なる目的を有し、その目的を実現するために、少年審判手続は、手続の非公開、迅速な手續といった、刑事訴訟手續とは異なる制度的特徴を有している。

確かに、被害者等の立場からすれば、加害者が成人であるか少年であるかは基本的に無関係であるという主張も十分に理解しうるものであるが、手続への被害者等の関与について、少年審判と刑事訴訟との相違を考慮せずに議論することは相当でない。被害者等による審判傍聴は、後述のとおり、少年審判の非公開原則等との関係で問題が大きく、慎重な検討が不可欠である。

さらに、事実認定の「適正化」についていえば、そもそも積極意見が拠って立つ前提に疑問がある。

すなわち、少年が不合理な供述をした場合には、まず捜査機関が、少年の供述を弾劾する客観証拠や関係者の供述などを収集し、取調べで少年を追及するなど

して不合理な部分を問い合わせことになる。そのようにして作成された少年の供述調書を含む捜査記録は、そのまま家庭裁判所に提出され、伝聞証拠の排除法則がないから、供述調書の全てが裁判官の判断材料となるのであり、必要があればさらに補充捜査が行われることもある。このような実務の現状からすれば、少年による虚偽の供述がそのまま少年に有利な方向で認められるといったことは、通常考えられないである。

ましてや、2000年の少年法「改正」により、少年が事実関係を争った場合には、少年審判に検察官を出席させる制度が導入され、検察官の抗告受理申立制度も導入されている。これに加えて、被害者が審判を傍聴するとなれば、少年に事実を争うことをためらわせるおそれが大きくなり、また、後述するとおり、少年は萎縮して事実を主張できなくなる危険もあり、却って事実認定の適正化を妨げる危惧がある。

以上のとおり、積極説がその論拠とするところは、被害者等による少年審判の傍聴を認めるべき根拠として、必ずしも十分とはいえない。

### 3 被害者等による少年審判の傍聴の問題点

これに対し、被害者等が少年審判を傍聴する場合には、以下に述べるとおり、看過できない重大な問題点が生じるおそれが大きい。特に、先に述べたとおり、少年審判手続には迅速さが要求され、事件発生から短期間のうちに手続が進行することから、被害者は被害を受けて間もない時期に審判を傍聴することになる点を十分に考慮する必要がある。

#### (1) 少年の萎縮

少年は、成長発達の途上にあり、精神的に未成熟であって、社会的な経験にも乏しい。従って、被害者等が審判を傍聴するということになれば、少年は精神的に萎縮してしまい、審判廷で率直に心情を語ったり、事実関係について発言することができなくなるおそれがある。

特に、少年審判は事件発生から間もない期間に進められるため、被害者等にとっては、事件から受けた心理的な衝撃もまだ大きく、他方、少年についても、事件を起こした精神的な動搖が収まっているといった状況も十分に考えられる。

そのため、被害者等による傍聴は、少年に多大な緊張や心理的圧迫をもたらし、少年を精神的に萎縮させてしまうおそれが大きいと言わざるをえない。

そのような状況は、少年の主体的な手続参加と意見表明が十分に保障されないという意味において、適正手続の観点から問題であるとともに、少年の弁解を封じ込め、却って誤った事実認定がなされるおそれを生じさせる。

このような懸念に対しては、「弁護士付添人が同席すればよい」「萎縮することが少年に本当のことを言わせて反省の第一歩となる」などの反論もあるが、たとえ弁護士付添人が同席していても、少年自身の心理の問題として萎縮してしまうことは避けられないであろうし、また、萎縮した少年から得られた供述が真実であるとはいえない（却って虚偽の自白などに結びつくおそれが高い）、それが真の反省に結びつくというものでもないであろう。

#### (2) プライバシーに関する審理の困難

また、被害者等が傍聴している状況においては、少年や保護者、あるいは裁判官や調査官が少年の生育歴や家族関係の問題など、プライバシーに深く関わる事項について、率直に陳述し、これを取り上げることが憚られることになりかねない。

そうなれば、少年審判でのやりとりが、表面的に表れた事情だけに基づく形式的なものに流れてしまうばかりでなく、少年の再非行を防止し成長の支援をはかるために必要な問題を十分に取り上げることができなくなり、少年に対する適切な処遇が極めて困難となってしまうという問題が生じる。

#### ( 3 ) 少年審判のケースワーク機能の減退

さらに、被害者等が少年審判を傍聴すれば、裁判所としては被害者等の存在を意識し、少年への責任追及を中心とした手続の進行とせざるをえなくなる、という問題も生じうる。現在のように、裁判所が、少年と向き合い、少年の言い分にも耳を傾けながら、まず少年を受容し、ときには優しく少年に語りかけるなどしながら、少年の内面に働きかけていき、そのうえで、厳しく少年の問題性を指摘し、少年に事件への反省を深めさせ、更生への意欲を固めさせていく、といった少年審判の営みは極めて困難となるであろう。他方、少年の側からしても、被害者等が傍聴する審判では、心情の安定が保たれず、裁判所からの教育的働きかけもその内面に届かないということにもなりかねない。

このように、少年審判の持つケースワーク的機能を減退させてしまう危険性がある。

#### ( 4 ) 審判運営実務への影響

加えて、少年審判の実務の観点からみると、一般に少年審判廷は、刑事裁判の法廷と異なり、非常に狭く、傍聴席も置かれていない。このため、被害者等が傍聴する場合であっても、少年との距離は極めて近く、少年との間に何の障壁がない位置に着席せざるをえないのが実情であり、このような状態では、被害を受けてから間もない被害者等と少年の双方にとって極めて緊張感の高い状況となってしまうし、保安上不測の問題が生じる可能性も否定できない。

#### ( 5 ) その他

なお、諸外国の例として、アメリカやドイツでは被害者に審判出席が認められているとの紹介がなされることがあるが、アメリカでは、適正な事実認定への影響を排除するために、事実認定手続への被害者等の出席は証人として以外は認めていないとの報告もあり、また、ドイツと日本とでは手続の法的位置づけが異なるとの評価がある。少年審判への被害者出席については、それぞれの国の少年審判の理念・目的と矛盾しない様に、各国ごとに慎重に検討されなければならない。

### 4 結論

以上からすれば、被害者等による少年審判の傍聴は、これを一般的に認めるべきではない。

確かに、被害者やその遺族等がいる場において審判を受けることが、少年の内省を深め、少年の健全育成に資する場合もあると考えられるが、そのような場合には、現行の少年審判規則 29 条に基づき、被害者等を審判に在廷させることは可能なのであり、実際にそのような運用がなされた例もある。このように、被害者等の審判への出

席は、少年審判規則29条を活用しつつ、同条の解釈として認められる範囲で行われるべきである。

なお、当連合会は、いわゆる修復的司法の制度として、「少年事件協議（被害者・少年等協議プログラム）」の導入を提言しており（2000年3月「少年事件被害者の少年事件手続への関与等に関する規定」）、2000年法「改正」の際の参議院における付帯決議でも、修復的司法に関する検討が求められている。少年審判とは別の機会に、被害者と少年等による協議の場を設けることにより、被害者等は、少年が事件についてどう考えているかを知ることができ、さらに、少年に対して被害の実情や被害感情を直接伝えるなどして、少年に償いの方法を考えさせることが可能となる。かかる制度の導入を早期に図るべきである。

## 第5 記録（法律記録）の閲覧・謄写について

### 1 2000年法「改正」の運用状況

前述のとおり、2000年の法「改正」により、審判係属中であっても、被害者等による記録（法律記録）の閲覧・謄写が認められるようになったが、法施行後5年間の状況を見ると、申出をした者のほとんど（約98%）について、閲覧・謄写が認められている。

### 2 記録の閲覧・謄写の要件緩和について

かかる記録（法律記録）の閲覧・謄写については、「当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合」との要件（法5条の2）をさらに緩和すべきとする意見がある。

この点、現行法の運用状況をみると、上記のとおり、被害者等による申出はほとんど認められており、実際に損害賠償請求権を行使する場合以外でも閲覧・謄写は認められていることに加え、刑事裁判においては、本年6月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、記録の閲覧・謄写が認められる場合の要件が緩和されたことなども考慮すれば、記録（法律記録）の閲覧・謄写が認められる場合の要件について、例えば、「当該被害者等が意見の陳述の申出をなすために必要があると認める場合」などの例示を加えるなど、相当な範囲で要件を緩和することは、積極的な検討に値するものと考える。

### 3 社会記録の閲覧・謄写について

なお、少年審判においては、法律記録のほかに、家庭裁判所調査官による調査や少年鑑別所における資質鑑別等の結果を記載した「社会記録」が作成される。

これら社会記録の中には、対外的には開示しないという前提で収集された、少年の出生にまつわる秘密や少年を取り巻く家族関係、少年の身体面・精神面における障害や医学的所見など、プライバシーに極めて深く関わる情報が多く含まれている。これらの情報が被害者等にも開示されることになれば、少年やその家族等のプライバシーを侵害するだけでなく、ひいては裁判所が適切な処分決定のために必要な情報を収集することが困難となる。

よって、社会記録については被害者等による閲覧・謄写の対象とすべきでない。

以上